

児童手当制度のご案内



【支給対象】
 児童手当等は、15歳到達後最初の3月31日までの間にいる児童(中学校修了前の児童)を養育している方に支給されます。

【支給月額】

- ・3歳未満 一律 1万5千円
- ・3歳以上小学校修了まで 第1子・2子 1万円 第3子以降 1万5千円
- ・中学校修了前 一律 1万円
- ・所得制限限度額以上 年齢にかかわらず 児童1人につき 5千円

【支払時期】

児童手当等は、原則として、毎年2月、6月、10月に、それぞれの前月分までが支給されます。

【児童手当現況届】

児童手当等を受けている方は、毎年6月に「現況届」を提出しなければなりません。この届は、毎年6月1日に

おける状況を記載し、児童手当等を引き続き受ける要件があるかどうかを確認するためのものです。

この届の提出がないと、6月以降の手当が受けられなくなりしますので、ご注意ください。

【提出期日】

6月3日(月)～28日(金) (土日を除く)

【添付書類】

▽健康保険被保険者証の写し など

▽前住所地の市区町村長が発行する児童手当所得証明書もしくは、所得課税証明書(平成25年1月1日に三好市管内に住民票のなかった方)

▽その他、必要に応じて提出する書類があります。

【提出・お問い合わせ先】

・三好市子育て支援課 (☎72・7648) ・各総合支所

松尾川温泉が新装オープンしました



松尾川温泉は平成20年6月に源泉かけ流しの小さな温泉としてオープンして以来、大変ご好評をいただいております。一日に200人を超えるお客様をお迎えすることがあります。しかし、繁忙期にはお風呂に入れない時期もあり、ゆつくりお風呂を楽しめなかったりと、お客様にご迷惑をおかけしてまいりました。

このため三好市では、現在の源泉湯量の範囲で湯船の増築を計画し、源泉かけ流しを守りながら可能な限り湯船を広げ、これまで以上に温泉を楽しめるように工事を行わせていただきました。

工事は順調に進み、5月1日より営業を再開いたしました。今後とも、松尾川温泉・しらす荘をごひいきにしたいだけますようによりよくお願いいたします。

- 【源泉名】** 松尾川温泉
 - 【泉質】** 単純硫酸黄泉 (低張性・アルカリ性・低温性)
 - 【電話番号】** 0883・752322
 - 【営業時間】** 午前10時～午後8時 定休日(毎週水曜日・12月30日～1月3日)
 - 【食事】** 軽食あり
 - 【入浴料金】** 一般(中学生以上) 500円 小学生 300円 小学生未満 無料
 - 【しらす荘宿泊料金】** 一般 3150円 (3連泊の場合2520円) 3歳～小学生 1890円 3歳未満 無料
- *身体障害者手帳をご提示の方は半額



ご利用ください 生きがいデイサービス事業

活力ある生活を送っていただくことを目的に、生きがいデイサービス事業(三好市生きがい活動支援通所事業)を実施しています。

詳しくはお住まいの各総合支所または、長寿・障害福祉課までご相談ください。

【対象者】

おおむね65歳以上で、家に閉じこもりがちな日中独居・高齢者のみの世帯に属する方

【内容】

公共の施設などにおいて、月2回をめやすに、日常動作訓練や、趣味活動(生きがい活動)などのサービスを行います。

【利用料】

1回あたり1,000円。送迎サービス希望の場合は別途利用料100円が必要です。ただし、介護保険の認定を受けた方は対象外です。



【お申し込み・お問い合わせ先】

三好市長寿・障害福祉課 (☎72-7612)

辺地地区等タクシー利用者助成事業のおしらせ

交通の便が著しく悪い地区に居住する高齢者が、タクシーを利用するとき、その料金の一部を助成しています。

お住まいの各総合支所および長寿・障害福祉課で受け付けておりますのでご相談ください。

【対象者】

路線バスなどの公共交通機関の停留所から1キロメートル以上の場所にお住まいの高齢者(65歳以上)の方など

【内容】

タクシー利用料金の一部を助成します。平成25年度からは、交付枚数を48回分から72回分に増やします。



【お申し込み・お問い合わせ先】

三好市長寿・障害福祉課 (☎72-7612)

介護予防ステップ2教室(上半期)のおしらせ

みよし広域連合介護保険センターでは、65歳以上の方を対象に「介護予防ステップ2教室」を開催します。これは、運動器の機能向上をはかることにより、「介護の手を必要としない元気な体作り」を目的とするものです。今年度上半期は、下記を会場として開催します。最寄りの会場にお気軽にお越しください。 ※運動制限のある方は主治医と相談のうえご利用ください。

【参加費】 無料

【必要品】 水分補給のための飲料水、タオル、健康手帳(なければ会場で交付します)

場 所	実施日			時 間
	5月	6月	7月	
東祖谷民俗資料館(伝習ホール)	10・24	7・21	5	13:30～15:00
大野幼稚園	23	6・20	4・18	10:00～11:30
河内小学校ランチルーム	23	6・20	4・18	13:00～14:30
西宇公民館	10・24	7・21	5	10:00～11:30
三縄公民館	13・27	10・24	8	13:30～15:00
三好市保健センター	13・27	10・24	8	10:00～11:30
箸蔵公民館	16・30	13・27	11	10:00～11:30



お問い合わせ先 みよし広域連合介護保険センター (☎76-0030)

私たちの大切な地域医療を守るために

住民・医療者・行政が一体となり、「地域医療」を守っていくため、様々な情報を発信します



- ・**相談体制**
相談員（看護師）が応じ、専門的な知識を要するものは医師（小児科医、救急専門医）が対応します。
※相談は、あくまでも助言で、電話による診断・治療はできません。
- ・**相談時間**
毎日18時から翌朝8時まで
- ・**利用料など**
無料（通話料金は利用者負担）

この事業は徳島県が実施していますが、三好市役所（保険医療課・三好市保健センター・各総合支所）にもチラシなどを設置していますので、お気軽にお問い合わせください。

お問い合わせ先
三好市保険医療課
救急医療担当
電話 72・7613

徳島子ども救急電話相談をご利用ください

プッシュ回線の固定電話・携帯電話からは、局番なしの

#8000

- ・**救急電話相談とは**
休日夜間の子どもの急な病気（発熱、下痢、嘔吐、けいれん、ひきつけなど）やケガなどの場合に、受診した方が良いのか、様子をみても大丈夫なのか、看護師や小児科医から電話でアドバイスを求められる事業です。
- ・**相談電話番号**
固定電話（プッシュ回線）、携帯電話からの場合
☎（局番なしの）#8000
固定電話（ダイヤル回線）、IP電話、その他#8000が利用できない場合
☎088・621・2365

①お子さんが急な病気で心配なとき
②#8000 または088・621・2365までお電話を
③看護師・小児科医が電話で相談に応じます

緊急・重症の場合は迷わず「119」へ

後期高齢者医療制度の健康診査について

後期高齢者医療制度に加入されている方を対象に、糖尿病などの生活習慣病の早期発見や重症化の予防のため、健康診査を実施します。

健康診査の対象となる方には「健康診査受診券」をお送りしますので、ぜひ受診しましょう。

- 健康診査受診券送付時期**
○入院をされていない方または生活習慣病と診断されていない方
・平成25年8月（予定）
※入院をされていた方および生活習慣病と診断された方は、すでに健康状態を把握され、医師の指導を受けていると考えられることから、健康診査の対象者から除いています。
- 前記以外の方で、平成25年4月以降に血液検査や尿検査をされていない方
受診を希望される方は、平成25年8月以降に三好市役所保険医療課に備え付けている健康診査申込書によりお申し込みください。（締切：平成25年11月末頃）
○平成25年1月から9月に後期高齢者医療制度に加入された方
加入時期に応じ、5月から10月までの間に健康診査申込書を送付します。入院をされていない方または生活習慣病と診断されていない方で受診を希望される方は、広域連合事務局までお申し込みください。受診券を後日送付します。

▽健康診査申込書の送付時期
①1月～3月に加入：5月
②4月～5月に加入：6月
③6月～7月に加入：8月
④8月～9月に加入：10月

○平成25年10月以降に後期高齢者医療制度に加入される方
後期高齢者医療制度の健康診査対象外となります。後期高齢者医療制度に加入するまでに、現在加入されている健康保険で健康診査を受診してください。

○**施設入所されている方**
障害者支援施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、介護保険施設などに入所されている方は、健康診査を受診することができません。

- 健診項目**
身体計測・血圧測定・血液検査・尿検査
- 受診費用**
無料
- 受診期間**
受診券を受け取られたときから平成25年12月末日まで

お問い合わせ先
徳島県後期高齢者医療広域連合
電話 088・677・3666

平成25年度も特定健診を受けましょう

特定健診は、メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）に着目し、糖尿病などの生活習慣病を予防し、心筋梗塞、脳卒中、腎臓病などの重大な病気を未然に防ぐための健診です。

●**受診方法**
①**総合健診（集団健診）**で受診する方法
今月号広報（5月号）に折り込んである「総合健診申込書」にご記入のうえ、申し込み期間内に保健センターまたは、各総合支所へご提出ください。（がん検診と一緒に受診できます）
②**病院で受診する方法**
病院で受診される方は、「特定健診受診券」（6月末送付予定）に同封されている、「平成25年度特定健康診査実施機関一覧表」から病院を選び、電話にて病院へご予約のうえ、受診してください。



●**対象者**
40歳～74歳の方
（74歳の方は生年月日が昭和13年10月から昭和14年3月までの方が対象となります）

●**受診期間**
7月1日～12月31日

●**受診時に必要なもの**
・国民健康保険証
・特定健診受診券（6月末に送付予定）
・自己負担額（千円）
※健診当日にいずれか一つでもお忘れになると、特定健診を受診できない場合がございます。

●**注意**▼三好市の発行する保険以外（組合管掌健康保険、共済組合など）にご加入の方は、医療保険者が発行した「特定健康診査受診券」が必要となります。各医療保険によって、受診券の交付時期、自己負担額など異なっておりますので、ご加入の医療保険者または、職場の担当者へお問い合わせください。

特定健康診査に関するお問い合わせ先
三好市 保険医療課
電話 72・7613

障害者を虐待から守ろう

障害者虐待の防止、障害者の擁護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）が、平成24年10月1日より施行されました。

障害者の権利を守り、安定した生活や社会参加を支援するために、みんなで虐待の防止に取り組みましょう。

- 障害者虐待には、次のことなどがあります。**
- 身体的虐待**
障害者の身体に傷や痛みを負わせる暴行を加えたり、正当な理由がなく、身動きが取れないようにすること。
- 性的虐待**
障害者にわいせつな行為をしたり、させたりすること。
- 心理的虐待**
暴言や侮辱、拒絶などにより、障害者に精神的な苦痛を与えること。
- ネグレクト**
日常生活の世話や介護をほとんどせず、障害者の心身を衰弱させること。
- 経済的虐待**
財産や金銭を不当に使ったり、理由なく日常生活に必要な金銭を与えないこと。



- 障害者虐待を発見した人は速やかに通報することが義務付けられています。**
- 特定の人や場所ではなく、どこにでも起こります。
- 虐待している人に、虐待している認識がないことがあります。
- 虐待されている人が虐待と認識できず、自分では被害を訴えられないこともあります。

「あれっ...? 虐待...?」
と思ったら、相談・通報を

- 相談・通報先**
障害者生活支援センターはくあい
☎72・2251
ワークサポートやまなみ
☎79・3928

お問い合わせ先
三好市長寿・障害福祉課
電話 72・7610